

平成31年度 税制改正 要望意見(案)

新規

継続

廃止

コメント欄は、平成30年度
税制改正要望意見の該当箇所
をさしています。

| NO | 税目 | 条文 | 内容 | 理由 | 支部 | 判定 | コメント |
|----|-------|---------------|--------------------|--|----|----|--------|
| 1 | 国税通則法 | | 納税者権利憲章を早期に成立させること | 納税者の権利及び義務を明確化するため、早期成立を要望する。憲法第30条に「納税の義務」が規定されている。また、憲法前文には「国民主権」が謳われている。納税者である国民には義務もあれば当然に権利がある。納税手続きについても然り、納税者憲章とは権利だけではなく義務も規定するものである。わが国の税制は行政側の視点に立った規定しかなく国民である納税者の視点に立っていない。欧米諸国や韓国などにも納税者の権利義務を規定した制度があるにもかかわらず、先進国である日本にまだ制定されていないことは税務行政上大きな問題であり、社会保障と税の共通番号などの論議とは関係なく早期に成立させるべきである。 | | × | 県連P1の1 |
| 2 | 国税通則法 | | 納税環境整備 | 延滞税の割合は抜本的に見直された。しかし、納税者が小切手等を提供することにより納付委託（国税通則法55①三）が行われた場合や、振替納税を選択していた納税者が納期限から振替納税されるまでの間に死亡したことに伴い振替納税ができなくなった場合（同34の2②）などについては、通常の場合の延滞税の割合と同じ割合が適用されることとなる。これらの場合の延滞税のあり方について検討すべきである。 なお、高齢化社会を支える成年後見制度等の広範な活用が予測されることから、関連する税制及び税務上の取扱い等について、継続して見直すことが必要である。 | | × | 県連P1の2 |
| 3 | 国税通則法 | 国税通則法60条第2項但書 | 中小法人の法人税延納制度の設置 | 所得税については予納制度に加え延納制度が設置されているが、法人税法には設けられていない。資金的に苦しい中小法人も多く、所得税のように2分の1納付で残金を2か月後に納付する延納制度が必要である。 | | × | 県連P1の3 |

| NO | 税目 | 条文 | 内容 | 理由 | 支部 | 判定 | コメント |
|----|-----|--|--|--|----|----|---------|
| 4 | 所得税 | 所法2①三十、三十一 所令11、措法41の17、所基通2-40 | 寡婦控除及び寡夫控除の適用範囲、適用要件を見直すこと | <p>現行の寡婦控除は、民法上の婚姻関係が前提となっているが、婚姻関係のない母子・父子に対して寡婦控除の適用範囲を拡大すべきである。</p> <p>寡婦控除は寡婦の担税力の低さを考慮して設けられているはずであるが、死別・離婚した母親と、非婚の母親との間に担税力の差はないと思われる。母子家庭世帯のうち非婚を原因とする家庭も相当の割合存在にするとみられる今日、生活に苦しむ世帯の税負担や健康保険料等を軽減しているべきである。</p> <p>また、寡婦控除と寡夫控除の適用には、扶養親族の有無・所得制限等に男女差があり、また男性には特別の寡夫という制度がなく、その範囲及び適用要件を統一すべきである。</p> | | | 県連P2の7 |
| 5 | 所得税 | 所法2条、所法79条、所法84条、措法41条の16、平成22年度所得税法等改正法附則5条 | 年少扶養親族に対する所得控除の復活 | <p>子ども手当の創設に伴って年少扶養親族に対する扶養控除が廃止となったが、児童手当へ名称変更し、0才～中学卒業までの児童を養育しているものに支給されるが、法改正時より支給額は減額され、また、所得制限のため全世帯へ支給されるものではない。</p> <p>少子化傾向の我国にとって、すべての子育て世代への支援は必須であり、年少扶養控除を復活させ、安心して子供を産める社会にすることに助力すべきである。</p> | | | 県連P3の8 |
| 6 | 所得税 | 所法33条1、59条 民法762条、768条 | 離婚時に於ける不動産による財産分与に対してなされる譲渡所得課税を廃止すること | <p>1. 婚姻中における「実質的共有財産」にかかる清算・分割である財産分与は、配偶者の潜在的持分の顕在化に過ぎないことから、そもそも資産の譲渡は存在しない。</p> <p>2. 最判昭50年5月27日における「代物弁済援用理論」は、先行する「有効な債権額の存在」と「本来の弁済に代えて行われる給付」という2要件を欠いていることから、援用不要である。</p> <p>3. 「財産分与義務の消滅」という「経済的利益」には担税力が無く、そこに課税することは所得税課税の原則に反する。</p> <p>4. 分与を受けた者に取得価額及び取得時期を引き継がせ、その後の譲渡においてキャピタルゲイン課税を行う方が、納税者理解も得られると考える。</p> | | | 県連P4の14 |
| 7 | 所得税 | 所法56条 | 所得税法56条（事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例）の廃止 | <p>生計を一にする親族に支払われる対価としての給与は所得税法57条において必要経費に算入することが認められている。</p> <p>しかし、現在の経済的取引の中では親族間においても、給与以外の取引が行われることは当然となっている。</p> <p>所法56条の立法時と現在の経済的取引の状況を考慮すると廃止すべきと考える。</p> | | × | 新規 |

| NO | 税目 | 条文 | 内容 | 理由 | 支部 | 判定 | コメント |
|----|-----|-----------------------|---|---|----|----|---------|
| 8 | 所得税 | 所法60条の2、3 所法137条の2 | 国外転出をする者が1億円以上の有価証券を所有している場合の転出時納付と納税猶予の取扱いを同じにすること | 有価証券等を5年以内に売却した場合の取扱いが、納税猶予適用の有無で相違がある。課税の公平性が損なわれるため納税猶予を適用した場合と同じに転出時に納付したものにも更正の請求を認めるべきと考える。 | | × | 新規 |
| 9 | 所得税 | 所法69 措法31、32 | 土地等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること | 損益通算制度は、適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるが、平成16年度の改正により土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担税力を失った部分にも課税されることになった。さらに、この損益通算等の廃止によって、事業運営不振を補てんするため等の遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっている。したがって、土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めるべきである。 | | | 県連P4の13 |
| 10 | 所得税 | 所法70 | 青色申告者の青色欠損金（純損失）の繰越控除期間の延長 | 法人税の繰越控除期間と均衡を要するために、3年から10年に延長する。 | | | 県連P3の9 |
| 11 | 所得税 | 所法79、83、85 | 納税者の合計所得金額にかかわらず、配偶者控除を認めるべき | 配偶者控除は人的控除なのだから、納税者の合計所得金額にかかわらず適用を認めるべき。 配偶者控除は、配偶者の基礎控除の代替であるため。 | | ○ | 新規 |
| 12 | 所得税 | 所法86条 | 基礎控除の金額引き上げ | 一年間の生活費を考慮すると少なすぎる。 現在の控除額である38万円になった平成7年の水準では、インフレによる物価の上昇率が反映されていないため。 | | ○ | 新規 |
| 13 | 所得税 | 所法87 | 雑損控除の控除順序を最後にすること | 扶養控除や社会保険料控除等、納税者が負うべき生活の基盤となる人的控除や社会共費用とも言うべき諸控除を無視し、雑損控除をまず控除すべきとする必然性は認められない。これら担税力の弱体化した先の熊本地震のような被災納税者の保護という観点から、雑損控除の控除順序は最後とすべきであり、控除しきれない雑損控除額は次年度以降控除額が終了するまでの期間にわたり繰り越しを認めるべきである。 | | | 県連P3の10 |

| NO | 税目 | 条文 | 内容 | 理由 | 支部 | 判定 | コメント |
|----|-----|------------------------------------|---|--|----|----|---------|
| 14 | 所得税 | 所法90条 所基通90-2 所法204条1 項1号 | 挿絵、イラストの報酬のうち著作権の使用料に該当しないものは変動所得の対象から除外されているが、除外を廃止し変動所得の対象とすること | 挿絵、イラストに関する報酬が原則として変動所得に該当しない趣旨は「イラストや挿絵の著作物に発生する著作権の譲渡に対する報酬であり、使用に対する報酬ではない」点にある。しかしながら、①著作権を譲渡しても著作者人格権は現著作者に留保され、著作権の譲受者（著作権者）に著作物に関する権利が完全に譲受者に移行するわけではないこと、②現今の経済活動においては譲受者（著作権者）がその経済効果の期待から現著作者名を表記する場合も多く、譲渡代金には著作者人格権の使用料まで含まれていると想定されることから、通達における「著作権の使用料」の定義が現状の著作権関連の経済活動に合致しなくなっていると思料する。 また、挿絵やイラストに関する報酬については、著作権の譲渡・使用の別なく同一の根拠条文（所法204条1項1号）で源泉所得税が徴収されるため、支払者側も報酬内容を著作権の譲渡・使用の別を考慮する必要がなく、変動所得の該当非該当の判定を困難にしている。したがって、イラスト・挿絵に関する報酬は著作権の譲渡・使用の区別なく、変動所得の対象とすべきである。 | | × | 新規 |
| 15 | 所得税 | 所法124、 125 | 準確定申告書の提出期限を相続税の申告期限と同一にすること | 納税者の死亡後4か月以内の申告期限であるが、一般的に49日法要後に相続手続きが開始されることが多く、申告期限を過ぎてしまうことが多い。4か月で生前所得の把握は困難な場合が多い。相続人が遠隔地に居住している場合には期限が短すぎる。 | | | 県連P4の15 |
| 16 | 所得税 | 所法144 | 相続による事業承継の場合、青色申告承認申請書の提出期限を事業承継者の確定申告期限もしくは相続税の申告期限までとすること | 被相続人に不動産所得や事業所得がある場合は、被相続人の事業を承継するにあたり分割協議に時間を要することが多く、それに比べ現行の期限は短すぎ、提出期限を徒過することが多くなる。 | | ○ | 県連P3の11 |
| 17 | 所得税 | 所法183 | 源泉所得税の納期限を支払月の翌月月末に変更すること | 月末締め翌月10日では時間的に切迫しており、事務負担が過大である。国の働き方改革が進められる中で阻害する要因の一つとして改正を検討いただきたい。 | | × | 新規 |
| 18 | 所得税 | 所法205 復興特別措 置法28 | 報酬・料金等に関する源泉徴収の税率を所得税と復興特別所得税を合算して10%及び20%とすること | 報酬・料金等に係る復興特別所得税の源泉徴収事務は事業者には多大な事務負担を強いている。報酬・料金等にかかる所得税の源泉徴収は仮払いに過ぎず、10%及び20%の税率も仮のものであるから、復興特別所得税を含めて10%及び20%の税率としても何ら不都合は生じないと考える。 | | × | 新規 |

| N O | 税目 | 条文 | 内容 | 理由 | 支部 | 判定 | コメント |
|--------|-----|------------|--|---|----|----|--------|
| 19 | 所得税 | 所法216 | 会社設立時の源泉所得税の納期の特例の適用について、会社設立月に申請書を提出したものについては、申請書提出月の翌月納付分から納期の特例を認めること | 会社設立当初から納期の特例を適用したいという意図にもかかわらず、会社設立月の翌月納付分の源泉税は、設立と同時に申請書を提出しても納期の特例は適用されず不合理である。特に会社設立時に司法書士報酬を支払った場合など、特例が認められない時期があるのは不合理である。 | | × | 新規 |
| 20 | 所得税 | 措法26、67 | 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること | 立法趣旨として、小規模及び開業早々の医業者の経営安定を図るための暫時税負担を軽減させる目的があったと思われるが、社会診療報酬は収入単価が決められている(値引きがない)、2ヶ月後には支払基金から確実に診療報酬を回収できる(貸し倒れが皆無)等、一般事業と異なり、そもそもかなり安定した経営状態にあるといえる。そのような立場にある医業者に対して、さらに同法の概要経費率を用い所得を軽減させることは、税負担の公平性に欠けるといわざるを得ない。既に規定の目的は達している。農業所得に対する概算計算も廃止されており、医業にのみ特例を残す必然性はない。税収の確保ができる。 | | | 県連P2の4 |
| 21 | 所得税 | 措法35条3項 | 被相続人の居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例要件の緩和 | 現在は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋が適用要件とされているが、被相続人等の居住用財産であれば、建築年数にかかわらず適用を認めてほしい。また、耐震基準不適合の建物の場合は売主の取り壊し要件となっているが買主が購入後直ちに取り壊す場合については、確定申告期限までに滅失証明書の添付により適用を認めるなど、適用要件を緩和し、空き家対策がより実効性のあるものに改正していただきたい。 | | ○ | 新規 |
| 22 | 所得税 | 措法37の12の2⑥ | 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を延長すること | その年の前年以前3年以内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から控除される。上場株式等に係る譲渡損失は、上場株式等に係る配当所得とのみ損益通算が可能と限定されている。そこで、譲渡損失はその年の前年以前3年以内を5年以内と期間の延長と、並びに申告の継続要件の廃止を要望する。 | | | 県連P2の5 |
| 23 | 所得税 | 措法39 | 相続税の取得費加算においては、相続税の申告期限から3年以内の譲渡に限られているが、これを5年以内の譲渡とすること | 相続税支払いのためのものを3年以内に限定する必要があるのかどうか疑問である。近年は区画整理など、売却に時間を要するケースが多い。 | | × | 県連P2の6 |

| NO | 税目 | 条文 | 内容 | 理由 | 支部 | 判定 | コメント |
|----|-----|------------------------|--|---|----|----|---------|
| 24 | 所得税 | 措法41の4 | 不動産所得に係る損益通算制度の特例を廃止すること | この特例は平成4年より土地価格の高騰を抑えるために導入された制度で、土地下落が著しい現在では、その制度の存在意義がなく即刻廃止すべきである。支払利子の負担により所得が減少しているにも関わらず、損益通算を認めないのは、担税力からいっても問題である。平成10年度の税制改正で、すでに法人税の新規取得土地等に係る負債利子の特例は廃止されており、法人税との公平性からも廃止すべきである。 | | | 県連P3の12 |
| 25 | 所得税 | 措法41の14, 15 措法97の10 | 先物取引に係る雑所得等を株式等に係る譲渡所得等へ統合すること | 現行、株式の取引は投資として譲渡所得に、先物取引はその投機的な性格をもとに雑所得に分類されている。しかしながら先物も株式もともに金融商品であり、ヘッジ取引や裁定取引といった形で両者が一体的に用いられている以上、投機と投資という主観的な分類により所得の区分を分けることは課税公平ではない。 | | × | 新規 |
| 26 | 法人税 | 法法22の3の2 | 法人事業税については、今後も法人税法上の損金とし、かつ、その発生事業年度の損金とすること | 未払法人事業税についても、その発生事業年度の確定債務たる要件を満たしているものと考えられ、損金として認めるべきである。また、財務会計における現行の税効果会計において一時差異として取り扱われているが、他の一時差異との特異性及びその特異性により法定実効税率の計算等が複雑になっているため、損金性が認められれば、その簡素化にも役立つことにな | | ○ | 新規 |
| 27 | 法人税 | 法法23 | 受取配当金を全額益金不算入とすること | 受取配当金は、すでに法人税が課税されたものであり、同一所得に対する二重課税となっていることから、全額益金不算入とすべきである。 | | × | 県連P4の16 |
| 28 | 法人税 | 法法34 | 役員給与損金算入規定等について見直すこと | 平成18年度税制改正以降、役員給与の取扱いについては、Q&Aや質疑応答事例などによって明確にされている。しかし、租税法律主義の観点からは、この方法は必ずしも適切ではない。したがって、役員給与は、原則として損金の額に算入されることを法人税法において明確にした上で、損金の額に算入されない役員給与について、政令や通達等において列挙することが適当である。 | | × | 県連P4の17 |

| NO | 税目 | 条文 | 内容 | 理由 | 支部 | 判定 | コメント |
|----|-----|------------------|--|---|----|----------|---------|
| 29 | 法人税 | 旧法54 | 退職給付引当金、賞与引当金の損金算入制度を創設すること | 退職給付引当金、賞与引当金は、一般に公正妥当と認める会計基準が支持し、中小企業会計指針、中小会計要領においてもこれを妥当であるとする根拠を有するものである。退職給付引当金については、就業規則等に基づく労働法規上も制約拘束される法的責務として認識すべきものである以上、これを否定することの妥当性は見出しえず、賞与引当金についても、就業規則等により支給条件が規定されている条件債務たるべきもの、事業年度末までに支給の明示がなされているものは債務の認識として引当計上されることは当然であって、損金算入を認めるべきである。 | | × | 県連P5の18 |
| 30 | 法人税 | 措法42の4、5、6、12、13 | 租税特別措置法上の当初要件を緩和すること | 平成23年の改正で法人税法における当初申告要件が廃止されたが、租税特別措置法の①インセンティブ措置（例：設備投資に係る特別償却）や②適用するかしないかで、有利・不利になる措置（各種引当金）は廃止が見送られた。しかし、近年、税法の複雑化により適用の見極めに相当の時間を要し、また、立法趣旨について公平な適用を考慮するならば、措置法上の当初申告要件も緩和すべきである。 | | × | 新規 |
| 31 | 法人税 | | 法人税確定申告書の別表二以下の別表の送付が不要な場合、「異動届出書」にその旨を記載し、税務署へ提出することになっている。手続きを簡略にするため、別表一（一）等の翌年以降送付要否の欄にその旨を記載する欄を設けること | 別表一（一）から別表一（三）のみの送付を希望する場合、「異動届出書」にその旨を記載し、税務署へ提出することになっているが書きように困る。それよりも別表一（一）等の「翌年以降送付要否」の欄に、「第二表以下の別表送付の要否」欄を設けることとされたい。そうすれば「異動届出書」の提出は不要になる。 | | × | 新規 |
| 32 | 法人税 | | 納付書を国税庁のウェブサイトに掲載し、パソコン等で印刷したもので納付可能とすること | 現在、税務署指定の納付書で納付しているが、法人税や消費税など1部しか納付書が同封されていないため、書き損じがあった場合の対応に苦慮している。ウェブサイトに掲載した納付書を印刷して納付書で納付できれば納税者、課税庁の両方が便利になる。 | | × 69へ | 新規 |

| NO | 税目 | 条文 | 内容 | 理由 | 支部 | 判定 | コメント |
|----|-------------|-----------------|--|--|----|----|---------|
| 33 | 所得税・法人税・地方税 | 所令138、法令133 | 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること | 少額減価償却資産の損金算入制度における取得価額基準は10万円未満とされ、20万円未満の減価償却資産については3年間にわたって損金算入を行う一括償却資産制度がある。さらに、中小企業に対しては、平成30年3月までの間、年間の損金算入金額の上限を300万円として取得価額30万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。しかし、税制の簡素化の観点から、これらの制度を統合して少額減価償却資産の取得価額基準を30万円未満とすべきである。これらの規定を地方税法も同一とする。 | | | 県連P5の19 |
| 34 | 所得税・法人税 | 法法48、58、61 | 旧定額法を廃止し、定額法に統一すること いわゆる250%定率法を廃止し、200%定率法に統一すること | 経営者以下企業で働く人たちが減価償却制度をよく理解し、その知識を経営計画の立案や投資効果の測定等に生かせるようにするため。 | | × | 新規 |
| 35 | 所得税・法人税・相続税 | 法法2 | 電話加入権を固定資産の範囲から削除し、現在固定資産（非償却資産）に計上されている電話加入権は、随時償却することを認められたい | 電話加入権として計上すべき金額が、最近不明確になっている。電話加入権の市価（売買価格）が最近では安くなっている。企業で固定資産に計上されている電話加入権を番号ごとに実物と突合すると、時々不一致が見受けられる。休止票を紛失してしまっている例、休止票の期限が切れてしまっている例もある。 | | ○ | 新規 |
| 36 | 相続税 | 相法21 租法41、70 | 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」制度を廃止し、就学支援基金への寄付に係る所得税額控除を拡充すること | 扶養義務者相互間における、通常必要と認められる教育費充当目的の贈与は元々非課税であることから、現役世代の教育費負担軽減という本制度の創設趣旨は根拠として薄弱である。本制度を利用できるのは一部富裕層に限られることから、経済環境による教育機会の不平等をもたらし、かつ経済格差の固定化にも繋がりがかねない。教育機会の均等推進の趣旨からは、現行の「公益社団法人等に寄付をした場合の所得税額の特別控除」における就学支援基金への寄付にかかる税額控除を拡充することが望ましいと思われる。 | | × | 新規 |

| N O | 税目 | 条文 | 内容 | 理由 | 支部 | 判定 | コメント |
|--------|-----|-------------------------|--|---|----|----|---------|
| 37 | 相続税 | 相法21の15 | 非上場株式について相続時精算課税を適用し、かつ、相続時まで継続して保有した場合における相続税の財産評価額を贈与時点と相続時点のいずれか低いほうとすること | 非上場株式の評価については、その性格上将来の株価の予測可能性が極めて困難（中小企業経営の不安定性）であり、相続時に業績がかなり悪化している場合、オーナー後継者の担税力もかなり低下していることが考えられる。また、そのような事態を考慮するあまり、早い段階の事業承継を阻害していると考えられる。 | | × | 新規 |
| 38 | 相続税 | 相法27 相規則16 | 法定相続情報証明書を戸籍謄本の代わりとすることができる旨を規定すべき | 相続人の費用と手間の負担が削減される。相続税の申告書の添付書類が少なくなることにより、税務署側でも保管場所のスペースを確保できることになる。 | | ○ | 新規 |
| 39 | 相続税 | 相法49 | 相続時精算課税等に係る開示請求につき、開示対象を請求者である相続人本人に対するものにも範囲を広げるべき | 相続人等の高齢化のスピードが速く、過去の贈与等の事実について忘れられていることも散見されるため。 | | × | 新規 |
| 40 | 相続税 | 財産評価基本通達89 | 法定耐用年数を経過した家屋の評価減及び当該敷地(宅地)等の評価減を設けるべき | 現行の家屋の相続税評価額は、固定資産税評価額に1.0倍をした金額となっている。固定資産税評価額は法定耐用年数を経過したものであっても、「最終残価率」が再建築価格の20%と設定されているため、これを下回る評価額とはならない。固定資産税評価額に不服がある場合には審査の申出ができるが、固定資産税の課税のための制度であり、相続という偶発的な場合にはなじまないものとする。そこで、耐用年数を経過した家屋については、経過年数に応じた（5年単位など）減額措置を設けるべきと考える。また、当該敷地も更地にするためには、家屋の取壊し等の利用制限があるので減額措置を設けるべきである。 | | ○ | 県連P5の20 |
| 41 | 相続税 | | 相続税申告書も電子申告可能とすること | インターネット環境が整っている現在、相続税の申告書についても電子申告環境を早急に整備いただきたい。 | | ○ | 新規 |
| 42 | 消費税 | 消法2の1の14、9、29、30の7、57の2 | 帳簿方式を維持し、インボイス方式を導入しないこと | 適格請求書等保存方式（インボイス方式）は「適格請求書」の保存を仕入税額控除の要件としているが、適格請求書発行事業者登録手続きが適正に行われるか不明なうえ、事業者には多大な事務負担をかけることとなることから、単一税率であれば、現行の「帳簿方式（請求書等保存方式）」で十分対応可能であり、導入の必要はない。また、免税事業者を市場から排除することとなるので、インボイス方式は導入すべきではない。 | | | 県連P7の25 |

| N O | 税目 | 条文 | 内容 | 理由 | 支部 | 判定 | コメント |
|--------|-----|-------------|------------------------------|--|----|----|---------|
| 43 | 消費税 | 消法9、29 | 基準期間の廃止 | 当期の納税義務の判定にあたっては、前々年または前々期を基準期間として行うこととなっているが、当期の課税売上高が多額であっても免税事業者となったり、また、当期の課税売上高が1000万円以下であっても納税義務が発生することがある。免税事業者が課税事業者を選択する場合の届出書の効力は提出した日の属する課税期間の翌課税期間以降であることから、常に先のことを予測して判断せねばならず、これは中小事業者にとっては困難なことである。 そこで、基準期間を廃止し、当該課税期間における課税売上高が1000万円超であれば、課税事業者とし、1000万円以下であれば申告をするかどうかを選択できる制度にすべきである。 | | × | 新規 |
| 44 | 消費税 | 消法37 | 簡易課税制度の廃止 | 小規模事業者の税務申告手続きとして一定の策を講じる必要はあるが、判断等で顧客とトラブルになりやすい。判断等間違えると納税額に大きな差が生じることになる。課税の公平の観点からみても問題がある。 | | × | 新規 |
| 45 | 消費税 | 消法9④、19②、37 | 各種届出書・申請書の提出期限を確定申告期限までとすること | 決算日までに当期の決算を確定し、それに基づく翌期の決算を予想し、各種届出書の有利・不利を判断し、同日までに届出書を提出することは非常に困難である。 提出期限を申告提出期限とすれば、当期決算も確定し、翌期収支予想もでき、各種届出書の有利・不利の判断ができる。 | | | 県連P6の21 |
| 46 | 消費税 | 消法10 | 簡易課税選択届出書の提出期限の延長 | 相続により事業を引き継いだ場合に相続のあった日の翌日から納税義務者になる。この時に簡易課税の選択届出書の提出期限は事業年度終了の日だが、個人の場合、提出期限を12月末から3月31日までとしてほしい。 12月1日に相続が発生して、12月末までに届け出を提出するのは無理がある。申告期限までなら、納税者不利にならない。 | | × | 県連P6の23 |
| 47 | 消費税 | 消法29 | 軽減税率制度の廃止 | 分類が不明瞭、事務の煩雑化、事務負担が大きい。 | | × | 新規 |

| NO | 税目 | 条文 | 内容 | 理由 | 支部 | 判定 | コメント |
|----|-----|--------|--|--|----|----|---------|
| 48 | 消費税 | 消法29 | 平成31年10月1日以降の消費税 率改定時の軽減税率(8%)に おける国税及び地方税の内訳 を、現行の6.3%と1.7%を維持 すること | 軽減税率導入により、酒類・外食を除く飲食料品への税率は、 国税及び地方税の合計税率は8%と現行税率と同じであるが、 その内訳は現行の6.3%と1.7%ではなく、6.24%と1.76%とな る。 そうなると課税事業者は旧税率の8%と軽減税率の8%を区分し て記帳・集計することになり、非常に煩雑である。 また申告事務においても消費税額計算及び申告書付表の書式が 非常に複雑化することになる。 したがって、せめて同率の8%部分については共通の記帳及び 税額計算ができるようにするべきである。 | | × | 県連P6の24 |
| 49 | 消費税 | 消法30 | 課税売上割合が99%以上の場合 は、課税売上高にかかわらず全 額仕入税額控除できるようにす ること | 課税売上高が5億円を超える事業者は、非課税売上高が少額の 受取利息等しかない事業者であっても会計帳簿に課税売上対応 分、非課税売上対応分、共通分と区分する個別対応方式を採用 する必要があり、事業者に過度の事務負担がかかっているた め。なお、一括比例配分方式を採用すると事務負担は軽減され るが、本来負担しなくてもよい消費税を負担する可能性がある のは不合理である。 | | ○ | 新規 |
| 50 | 消費税 | 消法30の2 | 課税期間における課税売上高が 5億円を超えると、または課 税期間の課税売上割合が95/100 に満たないときの仕入税額控 除の計算から、課税売上高5億 円を超えるという要件を撤廃す る | 課税売上高が5億円を超えた場合で、課税仕入税額控除の計算 を法30条2項に従って計算しても、非課税売上高が預金利息の みのような企業では、全額控除と大差ない仕入税額控除にな る。課税売上に対応する課税仕入と共通課税仕入に分けて計算 する方法は、煩雑であり特に中小企業にとっては事務負担が大 きい。仕入税額控除の金額に対する影響が軽微である課税売上 高で判定する方法は撤廃し、課税売上高割合で判定するのが合 理的であると考え。 | | × | 県連P7の26 |
| 51 | 消費税 | 消法37 | 簡易課税の選択は確定申告書の 提出時とし、課税売上は課税期 間の売り上げにより判定す ること | 課税期間開始前の提出は判定時期が尚早であり、また、課税売 上の判定も課税期間のものでなく不合理である。 | | × | 新規 |

| NO | 税目 | 条文 | 内容 | 理由 | 支部 | 判定 | コメント |
|----|-----|----------|--|---|----|----------|---------|
| 52 | 消費税 | 消法37 | 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること | 簡易課税制度は、消費税の創設時に中小事業者の納税事務の負担を軽減する措置として設けられた制度であるが、みなし仕入率が実際の課税仕入率を上回っていることにより、いわゆる益税が発生するという問題が指摘されている。しかし、中小事業者については本則課税制度による仕入税額控除の要件を満たさない場合が現実にあるため、簡易課税制度は制度として存続させる必要がある。 したがって、簡易課税制度のみなし仕入率について、設備投資を考慮しない低いみなし仕入率とすることにより、簡易課税制度が納付税額の軽減措置ではなく、納税事務負担の軽減措置であることを明確にすべきである。ただし、一定額以上の設備投資についてはみなし仕入率とは別枠での控除を認めることが適当である。 | | × | 県連P6の22 |
| 53 | 消費税 | 消法45 | 納税義務者が死亡した場合の消費税の確定申告期限を相続税の申告期限と同一にすること | 納税義務者が死亡した場合の消費税の確定申告期限が4か月であるということが、広く納税者に周知されていないが、相続税の申告期限が10か月であることは周知されている。4か月以内に相続財産の分割が確定しないことが多く、法定相続分でやむを得ず申告するケースが多く、相続税の申告期限と同一とすることにより、スムーズな申告ができることにより、納税者の利便が図られる。 | | ○ 15〜 | 新規 |
| 54 | 消費税 | 消基通10 | 軽油取引税もガソリン税同様消費税の課税対象とすること | 軽油の車両とガソリンの車両を複数台所有し、さらにカード決済して、カード利用明細から軽油税を抜き出していくのは処理が煩雑すぎるため。 | | × | 新規 |
| 55 | 印紙税 | 印紙税法第2条他 | 印紙税を廃止すべきである | 同じ文書でも「電子文書」では印紙税の課税文書には該当せず、「紙の文書」は印紙税の課税文書に該当するが、両者の差異に合理的な理由が見当たらない。 また、印紙税の納付を失念したとしても、契約書・領収書等の文書としては法的に有効であり、印紙税の存在意義が非常に薄いものと思われる。 | | | 県連P7の27 |

| NO | 税目 | 条文 | 内容 | 理由 | 支部 | 判定 | コメント |
|----|-----|--------------|--|---|----|----|---------|
| 56 | 地方税 | 地法4、75 | ゴルフ場利用税の廃止 | ゴルフは、リオオリンピックから正式にオリンピック種目とされ、2020年開催の東京オリンピックでも埼玉県霞が関カンツリー倶楽部で開催される予定である。このような環境下で、従来のように応益税、贅沢税として課税されるのは、時代の要請に合わないと考える。地方ではゴルフ利用料金に占めるゴルフ場利用税の課税標準である1日当たり800円の割合が高くなる傾向にある。ゴルフを若者（18歳以上）に普及させるためにも、ゴルフ場利用税は廃止すべきである。なお、自民党の平成29年度税制改正大綱にも第三検討事項「15. ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する」としている。 | | | 県連P7の28 |
| 57 | 地方税 | 地法37の2、314の7 | ふるさと納税における控除額上限の引き下げ | 寄付金の返戻割合を30%程度に下げよう総務省から通達があったが、それだけでは不十分かと思われる。高額所得者ほど、多額のふるさと納税をすると、税額軽減額が大きくなり、かつ、地方の特産品などをたくさんもらえる。これは、寄付の本来の趣旨を逸脱したものである。本来、住民税は、住民サービスの対価としてあるものであり、ふるさと納税をすることにより、居住している自治体の納税額が少なくなり、他の自治体の収入が増えるということもおかしい。 | | × | 新規 |
| 58 | 地方税 | 地法72の2 | 個人事業税の課税の対象を、限定70業種の個人事業主ではなく、あらゆる個人事業主とすること | このように改正することにより、課税の公平性に資するのみならず、地方の財源不足の解消につながり、かつ、課税の趣旨がわかりやすくなるため。 | | × | 新規 |
| 59 | 地方税 | 地法72の49の14 | 個人事業税の事業主控除の引き上げ | 個人事業税の事業主控除290万円は、平成11年に270万円から20万円引き上げられ290万円となったが、この18年間引き上げがなされていない。個人の事業所得には勤労性所得が含まれており、法人事業税とのバランスを考慮し事業主の給与分には事業税を課さないことを目的とするものである。国税庁が発表した平成27年分の民間給与実態の調査から踏まえても400万円程度に引き上げるべきである。 | | × | 新規 |
| 60 | 地方税 | 地法72の49の17 | 個人事業税の税率の一本化を図ること | 税率を一本化すべきである。 | | × | 新規 |

| NO | 税目 | 条文 | 内容 | 理由 | 支部 | 判定 | コメント |
|----|------|---------------|---|---|----|----|------|
| 61 | 地方税 | 地法341、349～351 | 償却資産税の計算方法と申告書の提出期限を見直すこと | 償却資産税の賦課期日は、法人についても決算日と関係なく、1月1日とされている。平成19年度税制改正により、減価償却資産は残存簿価1円まで償却できるようになったが、固定資産税の償却資産の最低限度評価額を取得価格の5%とする評価方法は維持されており、また、30万円未満の少額減価償却資産の取り扱いについて国税と乖離している。国税における固定資産税の規定との整合性、申告業務の簡素化などの観点から、法人についてはその賦課期日を決算期末日とし、申告書の提出期限も法人税等の申告同様に、決算日より2か月として、国税の減価償却の計算と同一の方法で課税標準を算出する等、償却資産税の計算方法と申告書の提出期限を見直すべきである。 | | ○ | 新規 |
| 62 | 地方税 | 地法388 | 家屋の評価に関する資料（評価調書、評価数付設表等）について、すべての市町村において当該家屋が滅失するまで保存するように義務付けること 家屋の評価に関する資料が保存されていない場合、納税者の請求があれば、市町村は速やかに再評価しなければならない、との項目を付け加えること | 家屋に関する評価資料の保存は、「努めること」とされ、保存していなくても、市町村に特別な制裁はない。このため、市町村で評価資料を紛失する例が後を絶たない。評価資料が保存されていないならば、納税者は根拠なく、固定資産税を一方的に課税されていることになる。こうした状況に対応するため、評価資料の保存を市町村に義務付け、こうした保存がない場合、納税者の請求があれば、市町村に再評価を実施させ、公平な固定資産税の課税を確保すべきである。 | | ○ | 新規 |
| 63 | 地方税 | | 住民税の特別徴収納付明細にマイナンバーの記載を廃止すること | 平成29年度の住民税特別徴収明細にマイナンバーを記載している市町村と記載していない市町村があった。企業は、本人の了解のもとにマイナンバー提示を受け保管しているものであり、情報提供が市町村といえ本人以外から取得できるのは本人の了解を得られない。 | | ○ | 新規 |
| 64 | 税務行政 | 租措法35 | 居住用不動産に係る譲渡所得における3000万控除適用要件につき、「居住しなくなつてから3年」の期限延長 | 老人ホームに入所した場合、住民票を移動することがあり、実質的にも生活の拠点がそこに移っていると考えられるケースがあるが、その入所が身体または精神上の理由により介護を受ける必要があるためであり、自宅の維持管理がされている場合には、「3年経過後の12月31日までの譲渡」という期限を延長してほしい。 | | ○ | 新規 |

| N O | 税目 | 条文 | 内容 | 理由 | 支部 | 判定 | コメント |
|--------|------|-------|--|---|----|----|---------|
| 65 | 税務行政 | | 各税務署の所轄地域の見直しを行い、納税者の利便性に配慮した地域割りに変更すること 税務署の所轄地域には相当の基準があるべきであり、同一国税局内において、納税者数・職員数・税理士数などに大きな違いが出ないように、税務署の分割・統廃合などの施策をとるべき | 公共交通機関の流れ・利便性の点において、ある地域の納税者にとっては、他の近隣の税務署の所轄となったほうが良い場合がある。近年の傾向として、例えば無料税務相談に所轄外の近隣の納税者の来場が著しく増加している。 | | × | 新規 |
| 66 | 税務行政 | | e-Tax、eLTAXの原則24時間365日運転化 | ネットの利便性を損なう。 書面提出の場合は「時間外ポスト」に投函することにより実質的に24時間受付といえるのに、ネットで原則24時間365日受付をできないのは不自然である。 | | × | 新規 |
| 67 | 税務行政 | | 資料せんをe-Taxで提出できるようにすること | FDやMOは絶滅危惧種である。 | | × | 新規 |
| 68 | 税務行政 | 創設 | 税務署に提出した書類の閲覧及び謄写に関する規定を整備すること | 納税者が提出した書類の閲覧及び謄写に関する規定を法定化するとともに、その手続きを簡素化すべきである。納税者の利便性向上と適正申告のため。 | | × | 県連P7の29 |
| 69 | 税務行政 | | 国税庁HPによる納付書等の打出整備 | 都税等は、印刷して払込用の紙を出力ができるが、国税はそれができないため、払込用紙をHP打ち出せるようにして欲しい。 | | ○ | 県連P7の30 |
| 70 | 税務行政 | 税理士法4 | 「破産者で復権を得ないもの」という規定を「破産者で復権をされてから3年を経過しないもの」とすること | 最近、会費滞納により懲戒処分される会員が破産法の適用を受け、その後裁判所により破産の決定を受け、破産者になった場合において、従前は、決定及び債権免責後、復権に相当期間を要していたようであるが、近年その期間が短く、税理士が再登録できる状況になっている。 税理士会では未収会費を破産により貸倒処理を余儀なくされたうえ、再登録ができることについて不合理を感じるため。 | | × | 新規 |

| NO | 税目 | 条文 | 内容 | 理由 | 支部 | 判定 | コメント |
|----|------|-----------------------|---|---|----|----|---------|
| 71 | 税務行政 | 税理士法5 | 税理士試験の受験資格を完全に撤廃する | 平成29年度（第67回）税理士試験の受験申込者数は41,242名となっている。これは過去16年間で最も受験申込者数が多かった12年前（平成17年度（第55回）税理士試験）の受験申込者数67,858名に比べ、39%もの大幅な減少である。司法試験予備試験、公認会計士試験、司法書士試験といった主要な資格試験が相次いで受験資格を撤廃する中で、税理士試験が受験資格を堅持し続けることは、未来の税理士界を担う有為な人物の確保という点で他士業に大きな遅れを取りかねない。よって税理士試験の受験資格の完全撤廃を要望する。 | | | 県連P8の31 |
| 72 | 税務行政 | 税理士法39 日税連会則 65 | 本会・県連・協同組合・国保組合・政治連盟等の会議への参加時間を研修受講時間に算入してほしい | 間接的だとしても税理士としての自己研鑽につながるのではないか。自分の貴重な時間を会務に捧げているのだから、それくらいの見返りがあって良い。 | | × | 新規 |
| 73 | 税務行政 | 憲法30、 84、99 | 遡及立法の禁止 | 租税法律主義における予測可能性や法的安定性が害されないよう、租税法規不遡及の原則に従い、税制改正は不利益な遡及適用を行ってはならないことを刑法と同様に租税法にも明文化すべきである。地裁判決では、遡及適用が合憲か否かの判断で「課税期間の開始前に一般的かつ十分に改正がなされることが予測できる場合は憲法に違反しない」と述べているが、これは、噂を流せば法律は要らないこととなり、法律の存在を否定するものである。この流れが確定してしまうと今後このような遡及立法が租税の領域で多用される恐れがある。 | | ○ | 新規 |